

横浜市資産指令第5051号
令和2年11月17日

許可番号 第05620001631号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市旭区上川井町2444番地

氏名 株式会社 カンキョーワークス
代表取締役 野沢 明弘 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 市長 林 文子

許可の年月日

平成29年8月1日

許可の有効年月日

令和4年7月31日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類

(2) 圧縮：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市旭区上川井町字大貫谷2444番7 外7筆

処理施設の概要

(1) 破碎施設 1基 (30.6 t/日)

設置年月日：平成20年4月23日 許可年月日：平成19年12月6日

許可番号：10284

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類

(2) 圧縮施設 1基 (81.36 t/日)

設置年月日：平成25年8月22日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は295.13m³以内とし、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに積み上げることのできる高さは2.5m以下とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

平成14年8月1日 新規許可

平成29年8月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無